

会員各位

公益社団法人 福島県トラック協会
会 長 佐 藤 信 成令和4年度自動車点検整備推進運動における
大型自動車の重点点検の実施について（照会）

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省から、大型トラックの整備不良による車輪脱落事故や車両火災が発生している状況に鑑み、「大型自動車に関する適切な点検・整備の方法についての啓発」を重点項目の1つとしているところですが、新たに、貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、ホイール・ナット緩みの重点点検が追加されております。点検整備推進運動における大型車の重点点検期間（9月1日から11月30日までの3ヶ月間）において、定期点検項目のうち6項目※を重点項目として特に留意して点検を実施し、その点検結果について報告するよう求められました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、下記のとおり調査を行いますので、様式1-「定期点検報告様式」及び様式3-「ホイール・ナットの緩み報告様式」によりご提出方よろしくお願いいたします。

なお、重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として報告様式(様式1)に記入し報告してください。

記

1. 調査の目的

保有する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図るため。

2. 重点点検実施対象事業者

事業用自動車を50両以上保有する会員事業者。

3. 報告期限

12月7日（水） 期限厳守

4. 提出先（FAX又は郵送）

（公社）福島県トラック協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32

FAX 024-558-7731

※【重点項目】

- ①原動機→燃料装置→燃料漏れ（3ヶ月・12ヶ月点検）
- ②電気装置→電気配線→接続部の緩み及び損傷（3ヶ月・12ヶ月点検）
- ③走行装置→ホイール→タイヤの状態（3ヶ月・12ヶ月点検）
- ④ " →ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3ヶ月点検）
- ⑤ " →ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（12ヶ月点検）
- ⑥制動装置→ホース及びパイプ→漏れ、損傷及び取付状態（3ヶ月・12ヶ月点検）

貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

事業者名				
保有台数	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち 12月点検			
	台	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入	
		不適合	不具合別内訳件数
燃料装置の燃料漏れ(3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂 件
			クランプの取付状態 件
		台	クランプのゴムの劣化 件
電気装置の電気配線(3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態 件
		台	電気配線の干渉 件
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態(3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触 件
			ホースの劣化 件
			接合部、クランプの緩み 件
		台	エア漏れ 件

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。	台	ロッドのストロークの規定範囲外 件
制動装置のブレーキ・チャンバの機能(12月)	①規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ②ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	台	エア漏れ 件
		台	チャンバ・ロッド戻りの異常 件
		台	損傷・劣化 件

50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	台	開閉不良 件
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	台	損傷 件
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	台	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触 件

50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28~H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台

福島運輸支局

事業者名	
------	--

保有台数	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ナットの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

※ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28 ~ H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台